

運 営 規 程

＜短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護＞

社会福祉法人 東和福祉会 ショートステイ 寝屋川苑

社会福祉法人 東和福祉会 ショートステイ 寝屋川苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東和福祉会が設置する社会福祉法人東和福祉会ショートステイ寝屋川苑（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業並びに指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 6 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 7 指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けれるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健

医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

- 8 事業所は、提供するサービスの質の評価はもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの質の改善を図るものとする。

- 9 前 8 項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年寝屋川市条例第 55 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

- 第 3 条 指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供に当っては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

- 第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 社会福祉法人東和福祉会 ショートステイ寝屋川苑
- （2） 所在地 寝屋川市宇谷町 1 番 3 6 号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

- 第 5 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管 理 者 1 名（常勤 1 名）
従業者及び業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- （2） 医 師 2 名（非常勤 2 名）
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指揮を行う。
- （3） 生活相談員 1 名（常勤 1 名）
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画、立案、実施に関する業務を行う。
- （4） 看護職員
看護師 5 名（常勤 2 名内機能訓練指導員 1 名兼務、非常勤 3 名）
准看護師 1 名（常勤 1 名）
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- （5） 介護職員 3 7 名（常勤 3 3 名の内 3 名は介護支援専門員を兼務、非常勤 4 名）
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- （6） 管理栄養士 2 名（常勤 2 名）
管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状

態の管理を行う。

- (7) 栄養士 1名(常勤1名)

栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (8) 機能訓練指導員 4名(非常勤4名)

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

- (9) 調理員 8名(常勤7名 非常勤1名)

調理員は、利用者の給食を調理する。

- (10) 事務職員 3名(常勤3名)

事務員は、必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりにする。

- (1) 併設型 16名

- (2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員84名以内

(指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護

入浴・清拭・排せつ介助・着替え・整容等その他必要な介護を行う。

- (2) 食事

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

- (3) 機能訓練

日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (4) 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

- (5) 相談援助

利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (6) その他のサービス提供

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- (7) 送迎

利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護の送迎を行った場合は、次の額を徴収する。

- | | | |
|-----|------------------|------|
| (1) | 事業所から片道1キロメートル未満 | 100円 |
| (2) | 事業所から片道1キロメートル以上 | 150円 |

4 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

- | | | |
|-----|----|--------|
| (1) | 朝食 | 270円/回 |
| (2) | 昼食 | 550円/回 |
| (3) | 夕食 | 625円/回 |

5 滞在に要する費用については、次の額を徴収する。

- | | | |
|-----|-------|----------|
| (1) | 従来型個室 | 1,171円/日 |
| (2) | 多床室 | 915円/日 |

6 喫茶代(食材費) 100円/回

7 理美容代 1,900円/回

8 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

9 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6(第97条の4)の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらが低い額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第21号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

10 前9項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

11 キャンセル料について、利用予定の前々日にご連絡の場合、キャンセル料は不要。

利用予定の当日までにご連絡のない場合、各段階に応じた１日の食費と居住費を徴収する。

（ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には請求しない事とする）

- 1 2 指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。
- 1 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。
- 1 4 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市全域とする。

（衛生管理等）

- 第 1 0 条 指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （１）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （２）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第 1 1 条 利用者は、指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- （１） 食事時間帯は、朝食午前 7 時 3 0 分、昼食午後 1 2 時 0 0 分、夕食午後 6 時 0 0 分とする。
 - （２） 入浴は週 2 回を原則とし、本人の状態に応じて一般浴、リフト浴、特殊浴の選択で入浴を行うものとする。

- (3) 排泄介助は利用者の状態に応じて、おむつ交換、トイレ誘導を行うものとする。
- (4) 起床時間午前6時30分、消灯時間午後9時00分とする。
- (5) 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業所は、指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護従事者は、指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言

に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生及びその再発を防止するために次の措置を講じるものとする。
- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - （2） 虐待防止のための指針の整備
 - （3） 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束の適正化）

- 第18条 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する
ための委員会の設置)

第19条 事業所は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産
性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに
介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会
(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しな
ければならない。

(認知症基礎研修の義務化)

第20条 事業所は、全ての短期入所生活介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介
護支援専門員等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有
する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を1
年以内に受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- | | | |
|-----|-------|----------|
| (1) | 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| (2) | 継続研修 | 年3回 |
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた
め、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者
との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護に関する記録
を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の
提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背
景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業
環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるもの
とする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東和福祉
会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 9月 5日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成17年11月 1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和1年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和7年 8月 1日から施行する。

指定短期入所生活介護の料金表

1. 併設短期入所生活介護の利用料

基本料金			併設短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）		従来型個室・多床室		
区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	Ⅱ多床室	要介護 1	603 単位	6,427 円	643 円	1,286 円	1,929 円
		要介護 2	672 単位	7,163 円	717 円	1,433 円	2,149 円
		要介護 3	745 単位	7,941 円	795 円	1,589 円	2,383 円
		要介護 4	815 単位	8,687 円	869 円	1,738 円	2,607 円
		要介護 5	884 単位	9,423 円	943 円	1,885 円	2,827 円

* 連続して 30 日を超えて当事業所に入所された場合、連続 30 日を超えた日から 1 日につき利用料が 319 円（利用者負担：1 割 32 円、2 割 64 円、3 割 96 円）減算されます。

（注 1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注 2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注 3）利用料金表はそれぞれ 1 日の料金となります。

2. 長期併設短期入所生活介護の利用料

基本料金			長期併設短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）		従来型個室・多床室		
区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	Ⅱ多床室	要介護 1	573 単位	6,108 円	611 円	1,222 円	1,833 円
		要介護 2	642 単位	6,843 円	685 円	1,369 円	2,053 円
		要介護 3	715 単位	7,621 円	763 円	1,525 円	2,287 円
		要介護 4	785 単位	8,368 円	837 円	1,674 円	2,511 円
		要介護 5	854 単位	9,103 円	911 円	1,821 円	2,731 円

* 自宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続 60 日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続で 60 日を超えた日から短期入所生活介護費を介護福祉施設サービス費と同単位数とします。ただし、長期利用者に対する減算後の単位数が対応する介護福祉施設サービス費を下回る場合は、それ以上の単位数の減を行いません。

3. 加算について

以下の要件を満たす場合は、利用料金に以下の料金が加算されます。

加算		基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
介護度による区分なし	送迎加算	184 単位	1,961 円	197 円	393 円	589 円	送迎を行った場合（片道につき）
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円	1 日につき
	緊急短期入所受入加算	90 単位	959 円	96 円	192 円	288 円	1 日につき（7 日限度）
	夜勤職員配置加算Ⅲ 2	15 単位	143 円	16 円	32 円	48 円	1 日につき
	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 13.6/1000	左記の 単位数 × 地域 区分率	左記の 1 割負担	左記の 2 割負担	左記の 3 割負担	基本サービス費に各種 加算、減算を 加えた総単 位数（所定単 位数）

* 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎（利用者の居宅と事業所の間）を行った場合に算定します。

* サービス提供体制強化加算は、職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定します。

* 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に行うこととされていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日間を限度として算定します。

* 夜勤職員配置加算は、介護ロボを所定の台数保有する事で、夜間帯に配置する職員数の基準配置以上の人数配置を行っている扱いとなり、加算の算定が可能になります。

* 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。この加算は区分支給限度基準額の対象外となります。

* 地域区分別の単価（4 級地 10.66 円）を含んでいます。

指定介護予防短期入所生活介護の料金表

1. 併設介護予防短期入所生活介護の利用料

基本料金 併設介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ） 従来型個室・多床室

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
併設型	Ⅱ多床室	要支援 1	451 単位	4,807 円	481 円	962 円	1,443 円
		要支援 2	561 単位	5,980 円	598 円	1,196 円	1,794 円

2. 連続 31 日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合（介護保険を適用する場合）の料金

基本料金 併設介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ） 従来型個室・多床室

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
併設型	Ⅱ多床室	要支援 1	442 単位	4,711 円	472 円	943 円	1,414 円
		要支援 2	548 単位	5,841 円	585 円	1,169 円	1,753 円

3. 加算について

加算		基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
介護度による区分なし	送迎加算	184 単位	1,961 円	197 円	393 円	589 円	送迎を行った場合（片道につき）
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円	1 日につき
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 13.6/1000	左記の 単位数 × 地域 区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算、減算を 加えた総単 位数（所定単 位数）

* 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎（利用者の居宅と事業所の間）を行った場合に算定します。

* サービス提供体制強化加算は、職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定します。

* 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。この加算は区分支給限度基準額の対象外となります。

* 地域区分別の単価（4 級地 10.66 円）を含んでいます。

その他費用について（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護共通）

1. 食事代、滞在費について

食 費	基準費用額		1, 4 4 5 円	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
	朝食		2 7 0 円	3 0 0 円	6 0 0 円	第3段階(1) 1000円
	昼食		5 5 0 円			第3段階(2) 1300円
	夕食		6 2 5 円			
滞 在 費	基準費用額			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 1・2
	個室	1, 1 7 1 円		3 8 0 円	4 8 0 円	8 8 0 円
	多床室	9 1 5 円		0 円	4 3 0 円	4 3 0 円

2. 理美容代

理 美 容 代	理容 ・ カット 1, 9 0 0 円 ・ 顔剃り 6 0 0 円 月に 1 度 訪問理容業者より実施致します。
---------	---

3. 喫茶代

⑥喫 茶 代	週に 1 回喫茶店を開催しております。参加された場合は喫茶代としまして 1 0 0 円頂いております。
--------	---

4. キャンセル料

② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前々日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の当日までご連絡のない場合	各段階に応じた 1 日の食費と居住費を全額徴収します。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5. その他

そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-------	--